意見提出者	日本ユニシス株式会社
1. 項目	自治体クラウドにおけるデータ保存先管理の規制の緩和
2. 既存の制	クラウドにおいてはデータの保存先を開示しないケースがあり、保存先の
度・規制等	管理に保存場所の明示を含むと、規程には準拠できないケースが予想され
によってI	ます。
CT利活用	
が阻害され	
ている事	
例・状況	
3. I C T 利	財団法人地方自治情報センター
活用を阻害	「自治体クラウド開発実証に係る標準仕様書(平成 21 年度版)」
する制度・	[Data]
規制等の根	【P.11】 【美/克】
拠	【章/項】 3.標準機能
	3.1 必須要件
	3.1.1 バックアップ連携
	3.1.1.3 機能
	(2) オフサイトバックアップ・リストア
	(B) データ連携に関する機能
	(b) データの一元管理を行うための機能
	【ICT利活用を阻害する記載内容】
	(ア)連携用データの作成日時、保存先などの管理ができること。
4. ICT利	ASP・SaaS 事業者により「保存先」の管理基準が明示されることを条件に、
活用を阻害	データの保存先の明示をしないケースが許容されるよう、ご検討をお願い
する制度・	いたします。
規制等の見	
直しの方向	
性について	
の提案	